

# 消防信号と津波警報標識の重複について

## 関係条文(抄)

- 消防法 (昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号) (抄) 第十八条 (略)
  - 2 何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。
- 消防法施行規則 (昭和三十六年四月一日自治省令第六号) (消防信号)
  - 第三十四条 法第十八条第二項の命令で定める消防信号は、火災信号、山林火災信号、火災警報信号及び演習招集信号とする。
  - 2 前項の火災信号は、次の各号に掲げるものとする。
    - 一 近火信号
    - 二 出場信号 (三～五及び3、4略)
  - 5 前四項に規定する消防信号の信号方法は、別表第一の三のとおりとする。

## 別表(抄)

別表第一の三 (第34条関係) (抄)

方法 発信機	種別	打鐘信号	余韻防止つき サイレン信号
火	近火信号 消防屯所から約800メートル以内のとき	●●●●●● (連点)	約三秒 △ ●●●●●●
災	出場信号 署所団出場区域内	●●●●●● (三点)	約二秒(短声連点) △ ●●●●●●
信	応援信号 署所団特命出場のとき	●●●●●● (二点)	約五秒 △ ●●●●●●
号			約六秒 △ ●●●●●●

※昭和24年に消防信号等に関する規則が制定され、昭和36年に同内容で消防法施行規則が制定されていたが、当初から火災信号は変更なし。

類似との指摘

## 気象庁《津波警報標識》

- 気象業務法 (昭和二十七年六月二日法律第百六十五号) (抄) (予報及び警報の標識)
  - 第二十四条 形象、色彩、燈光又は音響による標識によつて気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水についての予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法に従つてこれをしなければならぬ。
  - 気象業務法施行規則 (昭和二十七年十一月二十九日運輸省令第百一号) (抄) 第十三条 法第二十四条の国土交通省令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる予報又は警報について、同表の下欄に掲げる方法とする。
 

津波注意報	鐘音又はサイレン音による。
津波警報	
津波特別警報	
- 予報警報標識規則 (昭和五十一年気象庁告示第三号) (抄) (津波警報標識)
  - 第九条 津波警報標識は、別表第六のとおりとする。

別表第六(第9条関係) 津波警報標識

標識の種類	標識
鐘音	サイレン音 (約5秒)
津波警報標識	●●●●●● (2点)
大津波警報標識	●●●●●● (連点)

(主) 鳴鐘又は吹鳴の反響は、適宜とする。

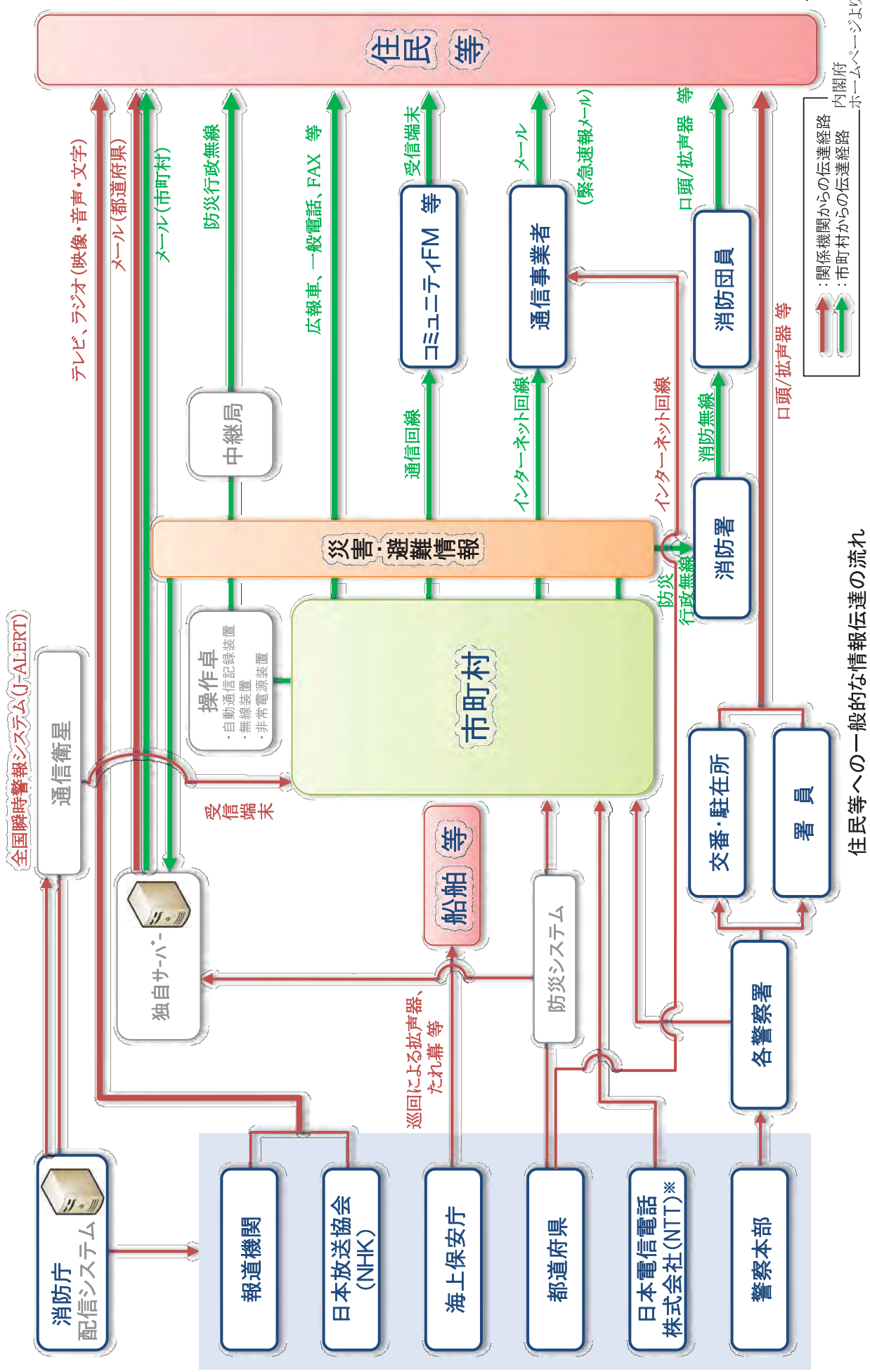
※昭和28年に予報警報標識規程が定められていたが、昭和51年の気象業務法施行規則制定時に現行の標識に変更した。

## 消防庁《消防信号》

# 一連の情報伝達

# 住民等への情報伝達

情報の受け手（住民等）への情報伝達の流れは下図のとおりである。



追加ヒアリング事項4：火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消（国土交通省気象庁）

# 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

## 第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の迅速な推進の意義に関する事項

○ 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもち、被害の軽減を図ることが重要

## 第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

### 南海トラフ地震の特徴

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

1. 各般にわたる甚大な被害への対応
2. 津波からの人命の確保
3. 超広域にわたる被害への対応
4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
5. 時間差発生等への対応
6. 外カレレベルに応じた対策
7. 戦略的な取組の強化
8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
9. 科学的知見の蓄積と活用

## 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本方針」を踏まえ、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

被災目標 (今後10年間)	想定される死者数 約33万2千人	から	概ね8割以上減少
	想定される建築物の全壊棟数 約250万棟	から	概ね5割以上減少

1. 地震対策
  - ① 建築物の耐震化
  - ② 火災対策
  - ③ 土砂災害・地盤災害・液状化対策
  - ④ ライフライン・インフラ施設の耐震化等
2. 津波対策
  - ① 津波に強い地域構造の構築
  - ② 安全で確実な避難の確保
3. 総合的な防災体制
  - ① 防災教育・防災訓練の充実
  - ② ボランティアとの連携
  - ③ 総合的な防災力の向上
  - ④ 長周期地震動対策
4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
  - ① 災害対応体制の構築
  - ② 救助・救急対策
  - ③ 医療対策
  - ④ 消火活動等
  - ⑤ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
  - ⑥ 食料・水、生活必需品等の物資の調達
  - ⑦ 燃料の供給対策
  - ⑧ 避難者等への対応
  - ⑨ 帰宅困難者等への対応
  - ⑩ ライフライン・インフラの復旧対策
  - ⑪ 保健衛生・防疫対策
  - ⑫ 遺体対策
  - ⑬ 災害廃棄物等の処理対策
  - ⑭ 災害情報の収集
  - ⑮ 災害情報の提供
  - ⑯ 社会秩序の確保・安定
  - ⑰ 多様な空間の効果的利用の実現
  - ⑱ 広域連携・支援体制の確立
5. 被災地内外における混乱の防止
  - ① 基幹交通網の確保
  - ② 民間企業等の事業継続性の確保
  - ③ 国及び地方公共団体の業務継続性の確保
6. 多様な発生態様への対応
7. 様々な地域的課題への対応
  - ① 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保
  - ② ゼロメートル地帯の安全確保
  - ③ 原子力事業所等の安全確保
  - ④ 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保
  - ⑤ 孤立可能性の高い集落への対応
  - ⑥ 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減
  - ⑦ 文化財の防災対策

## 第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

1. 迅速な被害情報の把握
2. 津波からの緊急避難への対応
3. 原子力事業所等への対応
4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
5. 津波火災対策
6. 膨大な傷病者等への医療活動
7. 物資の絶対的な不足への対応
8. 膨大な避難者等への対応
9. 国内外への適切な情報提供
10. 施設・設備等の二次災害対策
11. ライフライン・インフラの復旧対策
12. 広域応援体制の確立

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

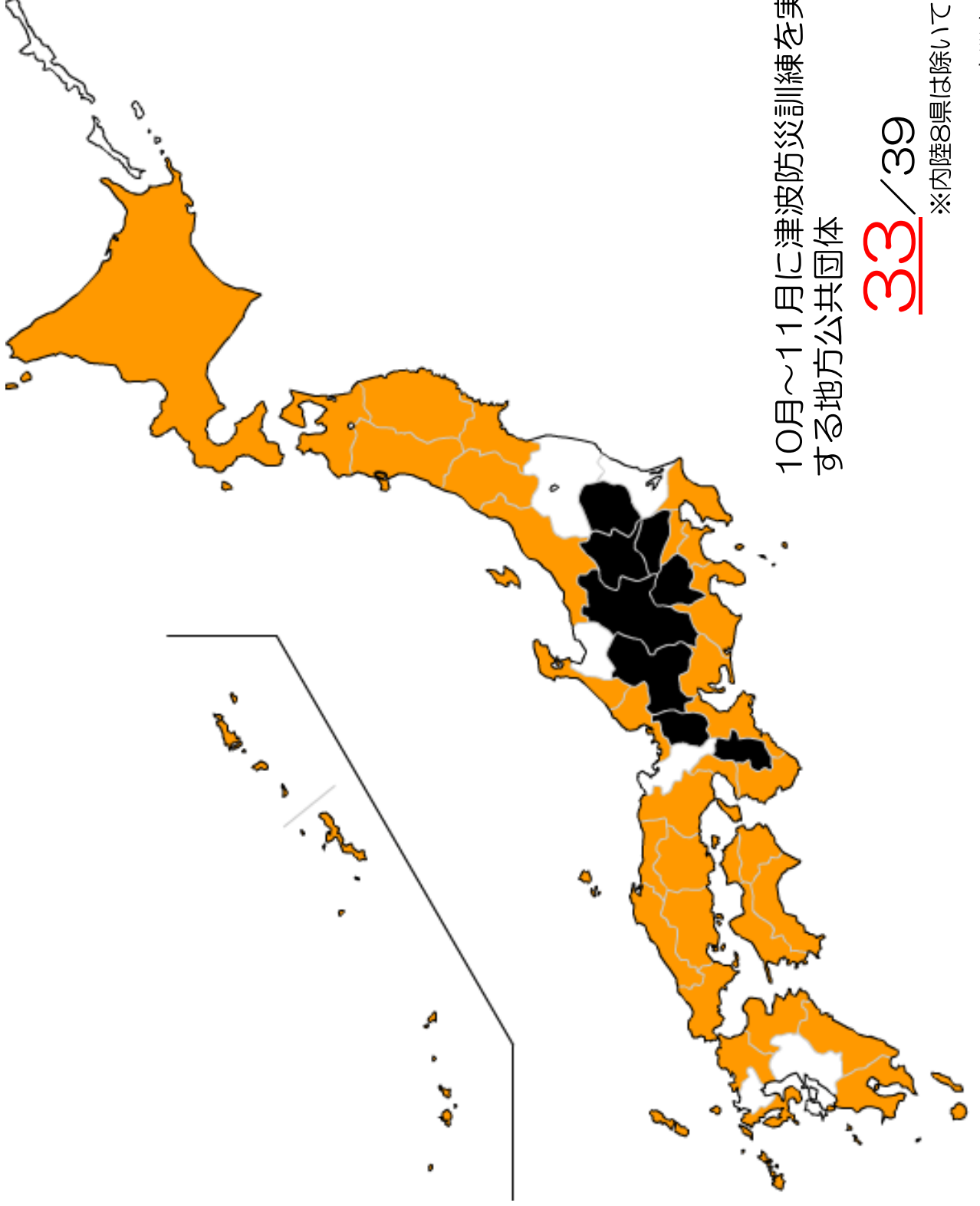
指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災協議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
  - 〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等〕
  - 〔整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める〕
2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
  - (1) 津波からの防護〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
  - (2) 円滑な避難の確保〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関との連携等〕
  - (3) 迅速な救助〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
  - 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
4. 防災訓練に関する事項
  - 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
  - 〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕
6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
  - 〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

## 第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき事項
  - 〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、〕
    - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
    - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
    - ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
    - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
    - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者等
2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
3. 防災訓練に関する事項
4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項



10月～11月に津波防災訓練を実施する地方公共団体

33 / 39

※内陸8県は除いている

# 津波防災に関する普及啓発活動

## 津波防災力向上のための取り組み方針

主に学校向けの防災教育支援

自主防災組織強化等の地域防災力向上の支援

津波からの、確実かつ主体的な住民の避難のために



避難訓練の様子  
(神奈川県茅ヶ崎)

## 各地域における様々な取り組み

### 学校における防災教育支援



学校における防災教育の実践  
(北海道白糠小学校)



学校への働きかけ(DVDの活用)  
(静岡県浜岡北小学校)

### 地域防災力向上の支援



消防団向けマニュアル作成等支援  
(岩手県宮古消防団)



集客施設等における普及啓発  
(宮城県仙台空港ビル)

### 緊急地震速報を利用した訓練



24年12月の全国訓練の風景  
(高知県高知中学高等学校)

学校における訓練実施の働きかけ  
(岩手県釜石市)

学校の訓練働きかけ実績

- ・平成22年度: 206校
- ・平成23年度: 362校
- ・平成24年度: 458校
- ・平成25年度: 356校

### 取り組みを支えるツール



津波防災啓発ビデオ  
「津波からにげる」



津波防災啓発ビデオ  
「津波に備える」



ポスター



リーフレット

周知・広報用のリーフレットやポスターを作成。関係機関と連携し、道の駅を活用する等配布方法も工夫

津波防災啓発用のDVDを作成、全国の小中学校等に提供し、防災教育の支援や働きかけに活用

更にも活用し、「津波警報が変わる」ことの周知  
等)も活用し、**広報も実施**

4